

私幼第 26156 号

平成 26 年 9 月 5 日

都道府県私立幼稚園団体長 様



全日本私立幼稚園連合会

政策委員長 坪井 久也

市町村が提示する利用者負担額について（速報 1）

平成 26 年 5 月 26 日、国は公定価格（仮単価）を示すとともに、利用者負担額のイメージを示しました。現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村がそれぞれの市町村の利用者負担額（1号・2号・3号）を定めることとされています。

なお、国の子ども・子育て会議では、①幼稚園の1号認定子どもの利用者負担額は公立幼稚園、私立幼稚園共に同額であるべきこと②幼保の保護者負担軽減は同率であるべきことを、全日本私立幼稚園連合会は主張しています。全日本私立幼稚園連合会の主張と7月31日の子ども・子育て会議における国の回答は、8月7日全日私幼連情報特急便 No. 54 にて周知しておりますのでご確認ください。

公立幼稚園や公立保育所の施設型給付額・利用者負担額については最終的には、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村が国の公定価格の基準、各施設での現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設の役割、意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものとされています。

現在、各市町村では9月議会や12月議会において新制度の利用者負担額の提示のため、担当部署において検討中のことと思います。早いところでは別紙のように1号・2号・3号認定こどもの利用者負担額が国が示した額よりも低い額を提示された市町村がありますので、内容をご覧いただき、今後の市町村対応に役立てていただくため、傘下の市町村幼稚園協会や園長先生方に情報提供いただくようお願い申し上げます。

※別紙は、コピーで入手したため見にくいところがあります。ご容赦ください。

以 上

子ども・子育て支援新制度にかかる利用者負担額について（素案）

保嬰児童短期利用負担額 図表Ⅰ（給付額段階）				大阪市保育所保育料（移行）				3号保育料（素案）				2号保育料（素案）				対面型比率				特別支援短期利用負担額 図表Ⅱ（給付額段階）				市立幼稚園 保育料 （移行） ※				1号保育料（素案）				対面型比率			
種別区分	0～2歳児 図表Ⅰ	3歳児	4歳以上児	種別区分	定額	0～2歳児	3歳児	4歳以上児	0～2歳児	3歳児	4歳以上児	0～2歳児	3歳児	4歳以上児	3歳児 （0～2歳 児）	2歳 （3歳児）	1歳 （4歳以上 児）	種別区分	3歳児	4歳以上児	種別区分	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児						
① 生活保護世帯	0	0	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	① 生活保護世帯	0	0	② 児童扶養手当受給者等 （市立幼稚園保育料）	0	0	0	0	0	0	0							
② 市立幼稚園 保育料 非課税世帯	0	0	0	B	市立幼稚園保育料のう ち母子世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	② 児童扶養手当受給者等 （市立幼稚園保育料）	0	0	③ 児童扶養手当受給者等 （非課税世帯等）	0	0	0	0	0	0	0							
③ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	18,500	15,500	15,500	C1	市立幼稚園保育料 課税世帯	2,000	1,500	1,500	4,000	2,800	2,800	4,444%	46.67%	46.67%	61.08%	62.58%	62.58%	③ 児童扶養手当受給者等 （非課税世帯等）	9,100	9,100	④ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	9,100	9,100	4,600	4,600	50.55%	50.55%	50.55%							
④ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	19,500	16,500	16,500	C2	市立幼稚園保育料 課税世帯	10,100	9,100	9,100	12,700	11,200	11,200	68.65%	72.26%	72.26%	65.13%	67.85%	67.85%	⑤ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	16,100	16,100	⑥ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	16,100	16,100	12,100	11,700	75.16%	72.67%	72.67%							
⑤ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	30,000	27,000	27,000	C3	市立幼稚園保育料 課税世帯	14,000	13,800	12,500	14,000	12,100	12,100	75.68%	78.06%	78.06%	71.79%	73.33%	73.33%	⑦ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	18,100	18,100	⑦ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	18,100	18,100	17,800	17,800	65.67%	65.93%	65.93%							
⑥ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	44,500	41,400	41,400	D1	所得税額 800円未満	15,700	15,200	14,100	19,700	18,500	18,500	65.67%	64.07%	61.48%	61.67%	64.07%	61.48%	⑧ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	20,600	20,600	⑧ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	20,600	20,600	19,300	19,300	72.00%	74.81%	71.48%							
⑦ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	61,000	47,600	41,400	D2	所得税額 4,200円未満	18,300	17,500	16,200	21,600	20,200	20,200	72.00%	74.81%	71.48%	79.67%	80.74%	76.30%	⑨ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	22,100	22,100	⑨ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	22,100	22,100	21,600	21,600	87.67%	90.74%	81.85%							
⑧ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	80,000	47,600	41,400	D3	所得税額 25,000円未満	21,500	19,700	18,100	29,500	21,900	21,900	79.67%	80.74%	76.30%	81.31%	77.31%	71.98%	⑩ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	28,200	28,200	⑩ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	28,200	28,200	28,200	28,200	79.93%	70.94%	68.12%							
⑨ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	104,000	47,600	41,400	D4	所得税額 55,000円未満	28,300	24,600	20,600	32,900	29,400	29,400	79.93%	70.94%	68.12%	80.90%	74.70%	70.77%	⑪ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	36,000	36,000	⑪ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	36,000	36,000	36,000	36,000	80.90%	74.70%	70.77%							
⑩ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	104,000	47,600	41,400	D5	所得税額 800円未満	39,400	31,000	25,000	49,800	34,000	34,000	81.31%	81.98%	71.98%	81.31%	77.31%	71.98%	⑫ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	48,600	48,600	⑫ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	48,600	48,600	48,600	48,600	81.31%	77.31%	71.98%							
⑪ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	104,000	47,600	41,400	D6	所得税額 4,200円未満	45,100	32,700	26,400	52,200	36,800	36,800	81.31%	77.31%	71.98%	85.57%	77.31%	71.98%	⑬ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	52,200	52,200	⑬ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	52,200	52,200	52,200	52,200	85.57%	77.31%	71.98%							
⑫ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	104,000	47,600	41,400	D7	所得税額 103,000円未満	51,000	35,900	29,400	59,800	39,600	39,600	85.57%	77.31%	71.98%	88.20%	77.31%	71.98%	⑭ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	59,800	59,800	⑭ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	59,800	59,800	59,800	59,800	88.20%	77.31%	71.98%							
⑬ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	104,000	47,600	41,400	D8	所得税額 163,000円未満	57,200	37,400	30,800	63,700	43,500	43,500	79.63%	77.31%	71.98%	79.63%	77.31%	71.98%	⑮ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	63,700	63,700	⑮ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	63,700	63,700	63,700	63,700	79.63%	77.31%	71.98%							
⑭ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	104,000	47,600	41,400	D9	所得税額 263,000円未満	59,700	39,400	32,800	65,400	46,000	46,000	81.75%	77.31%	71.98%	81.75%	77.31%	71.98%	⑯ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	65,400	65,400	⑯ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	65,400	65,400	65,400	65,400	81.75%	77.31%	71.98%							
⑮ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	104,000	47,600	41,400	D10	所得税額 423,000円未満	63,900	40,400	33,800	75,200	53,600	53,600	72.31%	77.31%	71.98%	72.31%	77.31%	71.98%	⑰ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	75,200	75,200	⑰ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	75,200	75,200	75,200	75,200	72.31%	77.31%	71.98%							
⑯ 市立幼稚園 保育料 課税世帯	104,000	47,600	41,400	D11	所得税額 1,234,000円未満	68,600	41,400	34,800	78,600	56,900	56,900	75.66%	77.31%	71.98%	75.66%	77.31%	71.98%	⑱ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	78,600	78,600	⑱ 児童扶養手当受給者等 （課税世帯等）	78,600	78,600	78,600	78,600	75.66%	77.31%	71.98%							

※就園児童数調査用紙、第1子の額とする。

※私立幼稚園の保育料については、各園で決定している。
※表中空白の部分については、保育料が公定価格の基本単価分（給付額段階）を上回らないように設定している。

子ども・子育て支援新制度施行に伴う利用者負担について

平成27年度から施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」においては、幼稚園、保育所等の利用者負担については、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村において設定することとなっている。

この度、国から利用者負担の案（イメージ）が示されたことに伴い、これを基に平成27年度からの本市における保育所等の利用者負担について定めるもの。

新制度で定める利用者負担の区分と対象施設等

子どもの認定区分	該当者	適用する利用者負担	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上 教育を希望	幼稚園の利用者負担	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上 保育を希望	保育所の利用者負担	認定こども園 保育所
3号認定	満3歳未満 保育を希望		認定こども園 保育所 地域型保育事業

1 私立幼稚園の利用者負担案

(月額/単位:円)

階層区分	国基準 利用者負担	現行 利用者負担	案
① 生活保護世帯	0	0 ~ 15,946 <small>(授業料・入園料は各園により異なることから、平均値とする。)</small>	0
② 非課税世帯	9,100		2,500
③ ~77,100円	16,100		7,200
④-1 ~120,600円	20,500		11,200
④-2 ~211,200円	20,500		13,200
⑤ 211,201円~	25,700		14,200

2 公立幼稚園の利用者負担案

(月額/単位:円)

階層区分	国基準 利用者負担	現行 利用者負担	案
① 生活保護世帯	0	0	0
② 非課税世帯	9,100	4,633	2,500
③ ~77,100円	16,100	6,300	7,200
④-1 ~120,600円	20,500		11,200
④-2 ~211,200円	20,500		13,200
⑤ 211,201円~	25,700		14,200

※私立・公立とも第1子の額を記載。第2子は記載金額の半額。

※私立・公立とも現行利用者負担には、就園奨励費補助、就園費補助（公立は就園奨励費補助のみ）による減免後の額を記載。

3 保育所の利用者負担率
利用者負担（現状）

（月額／単位：円）
（ ）内は第2子の料金

階層区分(国)	保育料国基準		階層区分(市)	高松市保育料		
	3歳未満児	3歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1 生活保護世帯	0	0	A 生活保護世帯	0	0	
2 市町村民税 非課税世帯	9,000 (4,500)	6,000 (3,000)	B 市町村民税 非課税世帯	7,000 (3,500)	5,000 (2,500)	
3 市町村民税 課税世帯	19,500 (9,750)	16,500 (8,250)	C1 市町村民税 均等割課税世帯	15,000 (7,500)	13,000 (6,500)	
			C2 市町村民税 所得割課税世帯	18,000 (9,000)	16,000 (8,000)	
4 所得税 40,000円未満	30,000 (15,000)	27,000 (13,500)	D1 所得税 8,000円未満	23,000 (11,500)	20,000 (10,000)	
			D2 所得税 40,000円未満	30,000 (15,000)	26,000 (13,000)	25,000 (12,500)
5 所得税 103,000円未満	44,500 (22,250)	41,500 (20,750)	D3 所得税 70,000円未満	38,000 (19,000)	31,000 (15,500)	28,000 (14,000)
			D4 所得税 103,000円未満	48,000 (24,000)	32,000 (16,000)	27,000 (13,500)
			D5 所得税 413,000円未満	62,000 (31,000)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)
6 所得税 413,000円未満	61,000 (30,500)	58,000 (29,000)	D6 所得税 413,000円以上	53,000 (26,500)	34,000 (17,000)	29,000 (14,500)

利用者負担（案）

（月額／単位：円）
（ ）内は第2子の料金

階層区分(国)	保育料国基準		階層区分(市)	標準時間認定(11時間)			保育短時間認定(8時間)		
	3歳未満児	3歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1 生活保護世帯	0	0	A 生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2 市町村民税 非課税世帯	9,000 (4,500)	6,000 (3,000)	B 市町村民税 非課税世帯	7,000 (3,500)	5,000 (2,500)	5,000 (2,500)	6,800 (3,400)	4,800 (2,400)	
3 市町村民税所得割 48,600円未満	19,500 (9,750)	16,500 (8,250)	C1 市町村民税 均等割課税世帯	15,000 (7,500)	13,000 (6,500)	13,000 (6,500)	14,700 (7,300)	12,700 (6,300)	
			C2 市町村民税所得割 48,600円未満	18,000 (9,000)	16,000 (8,000)	16,000 (8,000)	17,600 (8,800)	15,700 (7,800)	
4 市町村民税所得割 97,000円未満	30,000 (15,000)	27,000 (13,500)	C3 市町村民税所得割 58,000円未満	23,000 (11,500)	20,000 (10,000)	20,000 (10,000)	22,600 (11,300)	19,600 (9,800)	
			C4 市町村民税所得割 97,000円未満	30,000 (15,000)	26,000 (13,000)	25,000 (12,500)	29,400 (14,700)	25,500 (12,700)	24,500 (12,200)
5 市町村民税所得割 169,800円未満	44,500 (22,250)	41,500 (20,750)	C5 市町村民税所得割 134,000円未満	38,000 (19,000)	31,000 (15,500)	28,000 (14,000)	37,300 (18,600)	30,400 (15,200)	25,600 (12,800)
			C6 市町村民税所得割 169,800円未満	44,500 (22,250)	32,000 (16,000)	27,000 (13,500)	43,700 (21,850)	31,400 (15,700)	26,500 (13,250)
6 市町村民税所得割 301,000円未満	61,000 (30,500)	58,000 (29,000)	C7 市町村民税所得割 301,000円未満	49,000 (24,500)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)	48,100 (24,050)	32,400 (16,200)	27,500 (13,750)
7 市町村民税所得割 397,000円未満	80,000 (40,000)	77,000 (38,500)	C8 市町村民税所得割 301,000円以上	53,000 (26,500)	34,000 (17,000)	29,000 (14,500)	52,000 (26,000)	33,400 (16,700)	28,500 (14,250)
8 市町村民税所得割 397,000円以上	104,000 (52,000)	101,000 (50,500)							

子ども・子育て支援新制度における公立・私立幼稚園の保育料について

平成27年4月から子ども子育て支援新制度が始まります。それに伴い、公立幼稚園の保育料を改正するとともに、私立幼稚園の保育料についても市が設定することとなります。

【新保育料の特徴】

- 1 一定の保育料を徴収する応益負担から世帯の所得状況によって保育料が決定される応能負担に変わります。
- 2 公立、私立幼稚園の保育料を同額とします。

【公立・私立幼稚園保育料(案)】

平成26年8月25日現在

区分	新保育料 (公・私同額)	現行保育料 (公立)	現行保育料 (私立)	私立幼稚園 国提示額
I 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0	0	0	0
II 市町村民税が非課税となる世帯	1,200	0	1,200	9,100
III 市町村民税の所得割が非課税となる世帯	3,800	3,700	3,900	
IV 市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	6,600	5,400	6,900	16,100
V 市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	8,400	5,400	11,700	20,500
VI 市町村民税の所得割課税額が211,201円以上の世帯	10,600	5,400	17,500	25,700

【備考】

- 1 この度提示しました新保育料につきましては、制度上まだ不確定の要素があるため、金額が変更になることもあります。
- 2 平成27年2月議会に保育料に関する条例案を上程する予定です。
- 3 現在在園している児童については、従前の保育料を適用できるよう経過措置を設ける予定です。
- 4 多子減額については、小学校3年生までの範囲において最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料とする予定です。

新制度における尼崎市料金表 (案)

1号認定子ども (満3歳以上 教育標準時間認定)

国 (S)		市 (案)	
	利用者負担	階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円
②市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	9,100円	②-1市民税非課税世帯	2,200円
		②-2市民税所得割非課税世帯	6,900円
③市民税所得割課税額77,100円以下	16,100円	③市民税所得割課税額77,100円以下	11,400円
④市民税所得割課税額211,200円以下	20,500円	④市民税所得割課税額211,200円以下	16,300円
⑤市民税所得割課税額211,201円以上	25,700円	⑤市民税所得割課税額211,201円以上	25,700円

2号認定子ども (満3歳以上 保育標準時間・保育短時間認定)

国 (S)		市 (案)	
	階層区分	利用者負担	利用者負担
①生活保護世帯	A	0円	0円
②市民税非課税世帯	B1 (母子等)	6,000円	0円
	B2 (その他)	6,000円	3,900円
③市民税課税世帯 (所得割非課税世帯)	C1 (母子等)	16,500円	11,400円
	C2 (その他)	16,500円	12,400円
④市民税所得割課税額97,000円未満	D1 市民税所得割課税額 33,000円未満	27,000円	18,300円
	D2 市民税所得割課税額 86,000円未満	28,600円	19,600円
	D3 市民税所得割課税額 97,000円未満	41,500円	21,000円
⑤市民税所得割課税額169,000円未満	D4 市民税所得割課税額 169,000円未満	40,900円	33,400円
⑥市民税所得割課税額301,000円未満	D5 市民税所得割課税額 301,000円未満	58,000円	42,000円
⑦市民税所得割課税額397,000円未満	D6 市民税所得割課税額 397,000円未満	77,000円	42,000円
⑧市民税所得割課税額397,000円以上	D7 市民税所得割課税額 397,000円以上	101,000円	42,000円

※1 保育標準時間における国の第2,3欄(母子家庭等への経済的負担)については、前記のとおり記載していません。
※2 保育標準時間

尼崎市

3号認定子ども（満3歳未満 保育標準時間・保育短時間認定）

		市(案)	
利用種別	利用者負担	階層区分	
		認定標準時間	認定短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	9,000円	※1	0円
③市民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	19,500円	19,300円	12,200円
④市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	22,100円
⑤市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	36,100円
⑥市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	54,900円
⑦市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	72,000円
⑧市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	93,600円

※1 保育標準時間における国の第2.3階層(母子家庭等への標準課税)については、前記のとおり記載されている。

◆私立幼稚園（認定こども園を含む）の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果公表

子ども・子育て支援新制度への移行に関する 意向調査の結果が公表される

平成26年9月17日(水)、政府の子ども・子育て会議(第18回会合)が開催され、全日私幼連から北條泰雅副会長が出席しました。

この会議において、来年度から始まる子ども・子育て支援新制度について、文部科学省が7月に全国の私立幼稚園と認定こども園を対象に実施した新制度への移行等に関する意向を取りまとめた調査の結果が公表されました。

この調査によれば、回答した幼稚園6,805園のうち、平成27年度に新制度へ移行(検討中を含む)と回答したのは1,505園で22.1%となっています。また、平成27年度に新制度に移行しない(検討中を含む)と回答したのは5,300園で77.9%となっており、このうち、平成28年度以降新制度に移行する方向で検討中と回答したのは878園(12.9%)、平成28年度以降新制度に移行するかどうか状況により判断と回答したのは3,341園(49.1%)となっています。

27年度に新制度に移行すると回答した幼稚園のうち、認定こども園となって移行することを希望したのは825園で12.1%、幼稚園のまま移行することを希望したのは585園で8.6%となっています。

また、幼保連携型認定こども園については、回答した535園のうち新制度に移行すると回答したのは458園で85.6%、幼稚園型認定こども園については、回答した391園のうち新制度に移行すると回答したのは355園で、90.8%となっています。

なお、調査結果の詳細は、別紙のとおりです。

[今号は4枚]

子ども・子育て会議の資料・動画は内閣府ホームページでご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

平成 26 年 9 月

設置者・園長 様



全日本私立幼稚園連合会

政策委員長 坪井 久也

経営研究委員長 橋本 幸雄

認定こども園委員長 森迫 建博

「子ども・子育て支援新制度」
保護者向けパンフレット等について

平素、幼児教育及び私立幼稚園・認定こども園に対し深いご理解と暖かいご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、いよいよ来年度からの新制度施行が迫ってまいりました。各園におかれましては、現行の私学助成から幼保連携型認定こども園まで、どのように対応するかの意向調査が行われ確認作業等、何かとお忙しいことかと存じます。そのような意向も踏まえて、新制度の下で来年度の入園説明会等が今までとは違った内容となるなど、何かとご苦労されているかとお推察いたします。

そこでこのたび、同封の「パンフレット／子ども・子育て支援新制度」等を作成いたしました。内閣府が作成した「すくすくジャパン」保護者向け、あるいは各区市町村が作成したパンフレット等、様々あるかと承知しておりますが、このたび同封の全日私幼連版を作成し、ご送付申し上げます。ご活用していただければ幸いです。

同封内容は

- ① 平成 27 年度 春スタート！ 「子ども・子育て支援新制度」について
- ② 平成 27 年度 入園希望の保護者の皆様へ（新制度の移行しない幼稚園用）
- ③ 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の設定について
- ④ 「子ども・子育て支援新制度」についての保護者向けパンフレット
～活用にあたっての留意事項～
- ⑤ ～データ出力の手引き～

※貴園の移行状況により、本資料を選択しご使用ください。また、上記資料は全日本私立幼稚園連合会ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。



平成27年春スタート!



「子ども・子育て支援新制度」 について

「新制度」って
なに？

どう変わるの？

私たち(保護者)は
どうすればいいの？



全日本私立幼稚園連合会

1

子ども・子育て支援新制度って？

平成24年8月にできた法律「子ども・子育て関連3法」をもとに、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月1日からスタートします。この新制度をもとに、幼稚園、認定こども園、保育所などのあり方が整備されます。来春の、お子様の入園を考えている保護者の皆さんはもちろん、すでに入園しているお子様をもつ保護者の方にも関わってくる、子育て応援のための大切な制度です。



新制度の目的

✿ 子育ての負担を減らす

✿ 待機児童問題を解消

✿ 少子化に歯止めを



幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を
押し進め、全ての子どもたちに質の高い教育と保育を！

私立幼稚園については、大きく分けると
3つのタイプの幼稚園(次ページ参照)ができることになり、
ご家庭の事情に応じて選択肢が広がります。

2

新制度で私立幼稚園は

どう変わるの？



この新制度で、私立幼稚園は大きく分けると3つのタイプになり、どのタイプの幼稚園に通園するかを保護者が選択します。

新制度に
移行しない
私立幼稚園

新制度に
移行する
私立幼稚園

新制度の
認定こども園

1 新制度に移行しない私立幼稚園

入園方法、保育料の支払いなどについて、現在の仕組みをそのまま維持する幼稚園です。

◎入園の流れ

①幼稚園に直接利用の申し込みをします → ②幼稚園から入園の内定を受けます → ③幼稚園と契約します



2 新制度に移行する私立幼稚園

認定は市区町村から

1号認定

入園の申し込みは今まで通りですが、幼稚園を利用するために市区町村から認定証を受け取る必要があります。

◎入園の流れ

①幼稚園に直接利用の申し込みをします → ②幼稚園から入園の内定を受けます → ③幼稚園を通じて市区町村に認定申請をします → ④幼稚園と契約し、幼稚園を通じて認定証を受け取ります

新制度でも、一時預かり事業として、従来と同じような預かり保育が利用できます。

3 新制度の認定こども園 (幼保連携型・幼稚園型)

認定は市区町村から

1・2・3号認定

幼稚園としての機能だけでなく、保育所としての機能もあわせもつ園。2と同様、市区町村から認定証を受け取る必要があります。(※1号認定の場合は、2の「新制度に移行する私立幼稚園」と同様の流れとなります)

◎入園の流れ (1号認定の場合)

①幼稚園に直接利用の申し込みをします → ②幼稚園から入園の内定を受けます → ③幼稚園を通じて市区町村に認定申請をします → ④幼稚園と契約し、幼稚園を通じて認定証を受け取ります

◎入園の流れ (2号・3号認定の場合)

①市区町村に認定申請し、認定証を受け取ります → ②市区町村に利用先の利用希望を申し込みます → ③市区町村が調整し、利用先を決定します → ④利用先の園と契約します

※市区町村によっては、幼稚園を通じて、市区町村に認定申請することもできます。

1号～3号認定の区分についての詳細は、次のページへ

3

教育・保育の「認定」について

この新制度で、前ページの2と3の園は「施設型給付」を受ける幼稚園になり、認定は市区町村から受けます。市区町村では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定種別で認定していきます。



1号認定子ども

満3歳児以上で
教育のみを希望

新制度に移行する園の幼稚園児(教育標準時間)

※今まで通り、幼稚園の預かり保育は利用できます。

利用施設: 私立幼稚園、認定こども園



2号認定子ども

満3歳児以上で
「保育の必要な事由」に該当し、
保育を希望

保護者の就労などの状況に応じて、利用時間が異なります。

◎フルタイム就労を想定した利用時間: 最長11時間

◎パートタイム就労を想定した利用時間: 最長8時間

利用施設: 認定こども園、保育所

就労している方も、1号認定を受けて、私立幼稚園の預かり保育を利用することができます。

詳しくは、最寄りの私立幼稚園・認定こども園にお問い合わせください。



3号認定子ども

0歳～2歳児で
「保育の必要な事由」に該当し、
保育を希望

保護者の就労などの状況に応じて、利用時間が異なります。

◎フルタイム就労を想定した利用時間: 最長11時間

◎パートタイム就労を想定した利用時間: 最長8時間

利用施設: 認定こども園、保育所



4 入園料や保育料は？

これまで私立幼稚園は、それぞれの幼稚園が定めた保育料でしたが、新制度に移行した園では、世帯の所得などに応じて市区町村が定めた保育料を納めることとなります。

新制度に移行しない私立幼稚園の入園料や保育料は、これまで通りの取り扱いとなります。



5 給食とお弁当について

①新制度に移行しない私立幼稚園や、新制度の私立幼稚園（1号認定）の園児は、給食・お弁当のどちらでも選択できます。

（園によっては全員給食の場合あり）

②認定こども園の2号、3号認定の園児は、給食の提供が原則です。

（お弁当の日や、行事の場合は、弁当持参とすることもできます）



6 その他の納付金

新制度の私立幼稚園では、市区町村の定める保育料以外に、下記の納付金が必要となります。

①入園料等

その園の教育等の質向上のために必要であると各施設で判断する場合、保育料の他に徴収可能な経費。
（教員配置の充実、平均的な水準を超えた施設整備、など）

②実費徴収金

遠足代や給食代、制服代、スクールバス代等

※詳細は園によって異なりますので、各園にお問い合わせください。



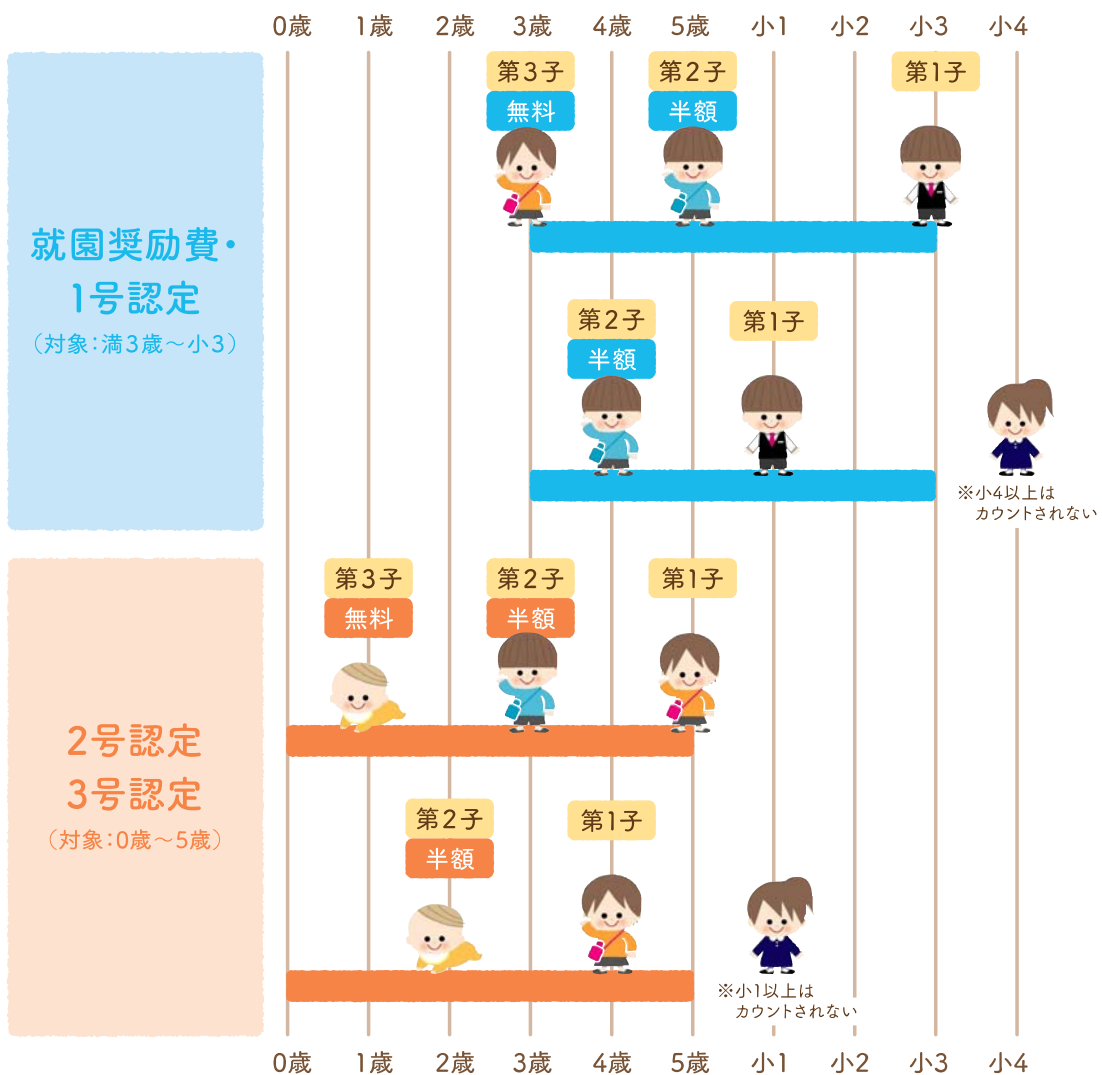
7 「就園奨励費」はどのようなもの？

就園奨励費とは、世帯の所得などに応じた、保育料の負担軽減のための制度です。
この就園奨励費は、平成27年度以降も引き続き従来の（新制度に移行しない）幼稚園に適用されます。

新制度に移行した幼稚園や認定こども園は、これまでの就園奨励費の仕組みとは異なり、世帯の所得などに応じて、就園奨励費と同等の負担軽減が反映された市区町村が定める保育料を保護者が納めます。

多子世帯減免について

子どもが複数いる世帯（多子世帯）の保育料については、第2子は半額、第3子は無料となります。（入園料等、実費徴収金を除く）
ただし、対象となる兄弟姉妹の年齢が、保育認定等により異なります（下図の通り）。



8 新制度Q&A



Q 現在、子どもが幼稚園に通っている場合、何か手続きが必要になりますか？

A 新制度に移行する幼稚園などを、引き続き平成27年4月以降も利用する場合は、「利用のための認定」が必要となります。具体的な手続きについては、現在通っている幼稚園などを通してお知らせします。

Q 新制度に移行する幼稚園と現行制度のままの幼稚園では、違いがあるのですか？

A 手続き方法などに違いがありますが、どちらの幼稚園も、国が定めた教育要領に基づき、幼児期の教育を行う施設であることには変わりありません。利用の手続きの違いについては、このパンフレットの項目2をご覧ください。



Q 新制度では、幼稚園への入園手続きはどうなりますか？従来の申し込み方法から変更はありますか？

A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め、3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されることなど、従来の手続きとは異なる点があります。このパンフレットの項目2～3をご覧ください。



Q 新制度になると、現在の幼稚園はなくなってしまうのですか？

A 現在の幼稚園が、必ず認定こども園になるわけではありません。それぞれの幼稚園が、どのように運営していくかを決めることになっています。新制度のもとで、各幼稚園がどのように運営されるかについては、お住まいの自治体または各施設などにおたずねください。



新制度の内容については…

子ども・子育て支援新制度

検索






～ 平成 27 年度入園希望の保護者の皆様へ ～

子ども・子育て支援新制度は、さまざまな課題が解決されないまま、来年4月からスタートします。当園は、これまでの特色ある幼児教育を守り、継続したいという思いから、現行制度の幼稚園として残ることになりましたのでお知らせ致します。

- 当幼稚園は、当面新制度に移行しません。
- 建学の精神を大切にし、幼児教育の充実に努めます。
- 園児募集は昨年同様の手続きとなります。




 Q 何故、新制度に移行しないのですか？


A 新制度においては補助金制度の在り方や受け入れる園児の年齢等により、施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園、私学助成を受ける現行のままの幼稚園とに分かれますが、いずれの幼稚園においても幼児教育の充実・発展を目指して取り組むことには変わりはありません。ただ、新制度においては、保育を必要とするお子さんで施設利用のための2号認定を受けると原則として幼稚園に入園できませんし、保育所と同様、市町村による施設の斡旋が行われ、保護者が希望する施設に入れない場合があります。当幼稚園はこれまで通りの園児受入れの方針ですので、施設利用のための市町村の認定は必要なく、保育を必要とするお子さんにはこれまで通り預かり保育を行うなど、現行のままの幼稚園として取り組みます。

 Q 従来の幼稚園と新制度の認定こども園とで保護者負担額は異なるのですか？


A 補助金制度が、私学助成を受ける幼稚園と施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園とに分かれます。新制度では保護者負担額は市町村の決定事項で、保護者の所得により一人一人の保育料が異なります。入園金や保育料は、当園は新制度に移行しない幼稚園となりますので、これまでと変わりはありません。

 Q 入園料はどうなりますか？


A 当園は、これまでと同じです。〇月の入園許可の時点で納付していただきます。原則、返金は致しません。

 Q 保育料はどうなりますか？

A これまでと同じです。園で決めた保育料を毎月納付していただきます。これまでの就園奨励費や保育料の多子世帯減免の保護者負担軽減の制度は継続され、5歳児の無償化も所得制限ありで実施される予定です。

 Q 他市区町村の私立幼稚園に入園できますか？

A これまでと同じです。区域の制限はありません。

 Q 入園手続きで注意すべき点がありますか？

A 私立幼稚園が、新制度に移行しない私立幼稚園・新制度に移行する幼稚園・新制度の認定こども園に分かれますので、家庭の事情で選択することになりますが、当幼稚園は新制度による施設利用のための認定の必要がありません。共働きで保育が必要なお子さんは今まで通り預かり保育制度を利用することができます。

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の設定について

—— 各市区町村に対して主張していただきたい事項 ——

[国の子ども・子育て会議での全日私幼連の主張]

- ①幼稚園・認定こども園の1号認定子どもの利用者負担額は、公立、私立ともに同額であるべきこと。
- ②幼保の保護者負担軽減は、同率であるべきこと。

新制度は、これまで別々に取り扱われてきた幼稚園、保育所など小学校就学前の子どもに対する教育や保育を一体的な制度として、地域の子育て支援も含め、消費税収等により財源を確保して、総合的に推進することを目的としている。

新制度において、施設の利用者負担額（保育料）は、国の基準額を限度に制度の実施主体である市町村が定めることになるが、この額の設定に当たって、現在の保育料には幼保公私間の格差の問題があり、同一の制度の下において公立か私立か、幼稚園か保育所かなどで差を設けるべきではないことから、市町村に対して保護者負担の公平性が確保されるよう適正な設定を求める。

[内 容]

- ①幼稚園・認定こども園の1号認定子どもの利用者負担額は、公私同額であるべきこと。
 - ・公費（税）負担の公平性の観点から、同じ新制度の下で幼稚園・認定こども園の1号認定子どもに係る利用者負担額が、公立と私立で差異が生じるべきではない。

平成25年度幼稚園全国平均保育料比較（月額）

公立 6,544 円：私立 21,612 円 約3倍

- ・市町村は、住民への教育・保育の供給体制を確保する責務を有しており、公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はないとされており（所要額は地方財政措置）、新制度を構成する施設の一つとして公立幼稚園の利用者負担額の設定についても、幼保・公私間のバランス等を考慮して判断すべきものとされている。
- ・私学助成で残る幼稚園の利用者負担額についても上記同様、公私同額であるべきこと。

- ②幼保の保護者負担軽減は、同率であるべきこと。

- ・現行の保育所保育料は、市町村が単独で負担することにより国の基準額に対する軽減措置を講じており、新制度における利用者負担額の設定においても、ほとんどの市町村が保育所の利用者負担額（2・3号認定子ども）について、従来どおりの考え方から新制度の国の基準額に対する軽減措置を講じることとしている。したがって、幼稚園及び認定こども園の1号認定子どもの利用者負担額についても、公費（税）負担及び保護者負担の公平性の確保のため、少なくとも保育所に係る利用者負担額の軽減率（国基準額に対する比率）と同率の軽減措置を講じるべきである。

「子ども・子育て支援新制度」についての保護者向けパンフレット ～ 活用に当たっての留意事項 ～

1. パンフレット作成の目的

私立幼稚園は、平成27年4月に本格スタートが予定されている、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の下で、現行通りの幼稚園、新制度に移行する幼稚園、新制度の認定こども園の3つのタイプとなり、どのタイプの幼稚園に通園するかを保護者が選択することになります。

しかし、新制度の内容については、市区町村が定める利用者負担額が未確定であるなど流動的な部分が多く、また仕組み自体、子どもを1号、2号、3号の認定区分として、それぞれ講じる施策内容が異なるなど複雑な内容となっていることから、広く理解が進んでいるとはいえない実態にあり、特に、27年4月から幼稚園、認定こども園等に入園を考えている保護者や在園児の保護者は、新制度の下で、各園がどうなるのか、どう変わるのか大変不安な状態にあります。

このため、入園説明会等において、まずは保護者の皆さんに、新制度の下における私立幼稚園のあり方について、概略理解していただく必要があるのではと考え、その説明のために作成したものです。

なお、新制度に移行しない幼稚園においても、保護者の園の選択に資するため及び保育料の比較など入園後の混乱を避けるため、事前の説明が必要ではないかと考えます。

2. パンフレットに基づく説明上のポイント

パンフレットを活用して説明される上で、特にご認識いただく必要がある事項について次のとおり取りまとめましたので参考としてください。なお、内閣府のホームページ（「内閣府 子ども・子育て支援新制度」で検索）に記載の「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」等も併せてご一読ください。

(1) 〈2 新制度で私立幼稚園はどう変わるの？〉

- ① 新制度の下では、「1 新制度に移行しないでこれまで通りの幼稚園」と、「2 新制度に移行して施設型給付を受ける幼稚園」と、「3 認定こども園」の3つの形となること。
- ② 当園では、このうちのどの形を選択したかを説明。
「1 新制度に移行しない幼稚園」については、
別に作成した、新制度に移行しない幼稚園用リーフレット（Q&A）を活用
- ③ 当園の該当する入園の流れを説明

(2) 〈3 教育・保育の「認定」について〉

- ① 「2 新制度に移行する幼稚園」と「3 認定こども園」に入園する子ども及び在園している子どもについては、一人ひとりについて施設型給付を受けるために市区町村の認定が必要です。（施設型給付は制度の仕組み上、園が代理受領する形になります。）
なお、「1 新制度に移行しない幼稚園」では、これまでどおり私学助成としての助成措置ですので認定を受ける必要はありません。
- ② この認定は、満3歳以上で教育のみを希望する子ども（1号認定子ども）、満3歳以上で「（保護者の就労など）保育の必要な事由」に該当して保育を希望する子ども（2号認定子ども）、3歳未満で「保育の必要な事由」に該当して保育を希望する子

ども（3号認定子ども）の3つの認定種別となります。ちなみに、1～3号は子ども・子育て支援法の該当条文を示しています。

- ③ 施設型給付を受けて利用できる施設は、1号認定子どもは幼稚園と認定こども園、2号・3号認定子どもは認定こども園と保育所に限られています。

ただし、保護者が就労しているなど2号認定に該当する子どもであっても、1号認定を受けて、これまで通り幼稚園の預かり保育を利用することができます（幼稚園教育+預かり保育）。

(3) 〈4 入園料や保育料は？〉

- ① 新制度に移行しない幼稚園の入園料や保育料は、これまで通りそれぞれの園が定めた額となります。
- ② 新制度に移行した園では、保育料については、世帯の所得に応じて（応能負担）市区町村が定める利用者負担額（基本負担額）を徴収することとなります。
- 併せて、事前説明・書面同意の事前手続きを経て、特定負担額（いわゆる上乗せ徴収）を徴収することもできます。

[保護者への周知例]

- ・当園においては、園児の居住する市区町村の定める基本負担額を毎月（8月も含みます。）徴収します。
- ・また、各施設で定める特定負担額として、以下のとおり徴収します。
施設整備費及び研修充実費 入園時に 20,000 円
職員配置充実費 毎月 1,500 円
- ・これらのほか、学用品、標準服など、必要に応じて実費を徴収します。

※市区町村が定める利用者負担額（基本負担額）の適正な設定と、在園児に係る現行の保育料との乖離（負担増となる場合）についての経過措置を求める必要があります。

(4) 〈6 その他の納付金〉

新制度に移行する園では、市区町村が定める保育料（利用者負担額＝基本負担額）以外に次の納付金を求めることができます。

- ① 入園料等（施設別の特定負担額、消費税非課税）

その園の教育等の質向上のために必要であると各施設が判断する場合、保育料（基本負担額）の他に徴収可能な経費で、パンフレットのように徴収目的を具体的に記載することが必要です。

なお、特定負担額は、教育・保育の費用に充てられるものであるため、入園前に納付した後に入園辞退となった場合には、原則として返還が必要と考えられます。

- ② 実費徴収金

実費徴収は、その都度説明し、保護者の同意（書面同意は不要）を得る必要があります。

○実費徴収の対象経費（消費税非課税）

- 1 教材、学用品、制服、アルバム等
- 2 特別行事、園外活動等
- 3 1号認定子どもの給食（人件費の一部は公定価格の加算に含まれる）、
2号認定子どもの主食
- 4 スクールバス（人件費の一部は公定価格に加算に含まれる）
- 5 その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用（PTA会費等）

～ データ出力の手引き ～

保護者向けガイド『子ども・子育て支援新制度について』の印刷方法を、以下に記述します。項目A、B、Cいずれかの方法をご選択ください。

A 片面印刷の場合

- ① PDFデータ「sinseido.pdf」（高画質の場合は「sinseido_kou.pdf」）を開く
- ② 上部メニューの「ファイル」を選択
- ③ 「印刷」を選択
- ④ 「プロパティ」を選択
- ⑤ 「メイン」タブ内「部数」を入力
- ⑥ 「メイン」タブ内「片面印刷」を選択
- ⑦ 「カラー」タブを選択
- ⑧ 「カラーモード」内「カラー」を選択
- ⑨ 「OK」をクリック
- ⑩ 再び「OK」または「印刷」をクリックして印刷開始

※パソコン・プリンタの機種により操作手順が異なる場合がございます。

詳しくは、現在ご使用のパソコン・プリンタのマニュアルをご覧ください。

B 両面印刷の場合

- ① PDFデータ「sinseido.pdf」（高画質の場合は「sinseido_kou.pdf」）を開く
- ② 上部メニューの「ファイル」を選択
- ③ 「印刷」を選択
- ④ 「プロパティ」を選択
- ⑤ 「メイン」タブ内「部数」を入力
- ⑥ 「メイン」タブ内「両面印刷」を選択
- ⑦ 「カラー」タブを選択
- ⑧ 「カラーモード」内「カラー」を選択
- ⑨ 「OK」をクリック
- ⑩ 再び「OK」または「印刷」をクリックして印刷開始

※パソコン・プリンタの機種により操作手順が異なる場合がございます。

詳しくは、現在ご使用のパソコン・プリンタのマニュアルをご覧ください。

C 製本する場合

< 印刷所にお問い合わせする場合 >

データをお渡ししますので下記(株)リトル・ママまでお問い合わせください。

< (株)リトル・ママにて製本を承ります >

リトル・ママに製本をご依頼いただく場合は、メールにて下記項目をご記入の上、弊社担当・里内のアドレスまでお送りください。

●件名：子ども子育て支援新制度チラシ

●本文：①担当者名 ②電話番号 ③ご希望部数 ④ご希望日数 ⑤送り先住所

弊社担当：リトル・ママ 営業部 里内（さとうち）

Eメールアドレス：satouchi@l-ma.jp

[料金について]

リトル・ママに製本をご依頼いただく場合、料金は下記の通りです。

部数	10日後発送	単価	5日後発送	単価	3日後発送	単価
100	¥32,180	¥321.8	¥45,580	¥455.8	¥61,660	¥616.6
500	¥39,380	¥78.8	¥55,780	¥111.6	¥75,470	¥150.9
1000	¥48,020	¥48.0	¥68,030	¥68.0	¥92,030	¥92.0
1500	¥53,350	¥35.6	¥74,880	¥49.9	¥100,410	¥66.9
2000	¥58,680	¥29.3	¥81,730	¥40.9	¥108,800	¥54.4
2500	¥64,010	¥25.6	¥88,580	¥35.4	¥117,180	¥46.9
3000	¥69,340	¥23.1	¥95,430	¥31.8	¥125,570	¥41.9
4000	¥80,000	¥20.0	¥109,140	¥27.3		
5000	¥90,660	¥18.1	¥122,840	¥24.6		
6000	¥101,320	¥16.9	¥136,540	¥22.8		
7000	¥111,980	¥16.0	¥150,240	¥21.5		
8000	¥122,640	¥15.3	¥163,940	¥20.5		
9000	¥133,300	¥14.8	¥177,650	¥19.7		
10000	¥143,960	¥14.4	¥191,350	¥19.1		

※その他の部数、納品日に関してはお問い合わせください。

(株)リトル・ママ

〒810-0023 福岡市中央区警固2-13-7-4F

TEL : 092-741-5742 FAX : 092-741-5743

<http://www.l-ma.jp>